# カナダ連邦人権法と人権委員会

# 一、最近の動向——九八五年

れてきた。

活を理由とする差別を許さないという考え方からゲイ運動で、最も新しく整備した国であろう。一九八五年(昭和六を、最も新しく整備した国であろう。一九八五年(昭和六本、最も新しく整備した国であろう。一九八五年(昭和六本、最も新しく整備した国であろう。一九八五年(昭和六本、最も新しく整備した国であろう。一九八五年(昭和六本、最も新しく整備した国であろう。一九八五年(昭和六本、最も新しく整備した国であろう。一九八五年(昭和六本、最も新しく整備した国であろう。一九八五年(昭和六本、最も新しく整備した国であろう。一九八五年(昭和六本、最も新しく整備した国である。

桑原昌宏

どうか、といった問題が、議会報告書やマスコミで議論さに公然と参加している人を教壇に立つことを許していいか

的な連邦法をとりあげる。
ナダには各州にも人権法があるが、ここでは、比較的先進廃のための法的制度という観点から検討しようとする。カーがあるが、こうした最近のカナダでの平等問題を、差別撤

# 二、適用対象とその実際

である。各州内の主な産業や活動は各州の人権法で規制さの公共部門で発生した人権侵害事件を扱うのが連邦人権法オ、テレビ、銀行などの産業と軍隊、連邦警察、公務など権法がある。連邦政府が管轄する航空、鉄道、海運、ラジをころで、具体的な人権侵害事件を訴えるには、連邦人ところで、具体的な人権侵害事件を訴えるには、連邦人

商田対象と処理総数

表	1	週 用	对 亲	と処理	<b>総</b>				
	棄却·却下	解決	取下げ	一九八四年	一九八三年	一九八二年	一九八一年	一九八〇年	総計
連邦各省庁	65	27	8	100	181	142	149	116	688
行政委員会	3	2	4	9	7	11	41	22	90
公共企業	5	5	1	11	38	34	29	11	123
銀行	7	3	3	13	34	26	23	24	120
ラジオ TV	5			5	4	13	12	10	44
電信電話	4	1		5	9	12	7	11	44
<u></u> 航 空	7	6	1	14	18	26	19	22	99
鉄 道	6	9	7	22	53	35	76	24	210
バス	1			1	5	1	6	11	24
船舶	1		1	2		5	4	4	15
トラック	4	3		7	17	10	1		35
旅行業者	1	3		4	6	2	2	2	16
その他運輸					2		8	7	17
労 働 組 合	3	4		7	5	10	6	4	32
穀物取扱	1		1	2	4	6	3		15
鉱業	2			2	6	9	7	5	29
スポーツ団体	1			1		5	6		12
その他団体	2	1	1	4	18	13	5	9	49
その他	10	6	1	17	16	10	10	2	55
総 計	128	70	28	226	423	370	414	284	1,717

(出典 連邦人権委員会 年次報告 1984年版 32頁)

れているのである。

組合内での差別事件もこれに似た件数である。 公共企業が続き、そしてマスコミ、 が群を抜いて多く、航空産業も少なくない。 はかられた数も無視できない。 事件数も多いが、 に多い。救済の申立てがあっても差別に当らないとされた でみてみると(表1)、国防省を含め政府の各省庁が圧倒的 連邦人権法の適用対象を人権委員会の処理件数との関係 何らかの形で差別であったとして解決が 次に運輸業の中では鉄道業 電信電話がある。 次いで銀行業、 労働

### 手続と処理統計

請求ができる。この裁決に不服の当事者は、 る委員会は年一○回開かれる。審査結果に不服 な 当 事 者 行政訴訟をすることができる。 なければ、申立てを棄却または却下をする。この決定をす による解決を求めて審査委員会を設置してもよい。 て調停手続のため調停官を任命してもよい させる。調査が終了すると、当事者の合意ある解決を求め 員会に申立てられると、事務局は調査官を任命し、 どく簡単に手続を示すと、差別があるとして連邦人権委 同じく人権委員会が設置する再審査委員会に再審査の し、また公権力 それを取消す そうで 調査を

> 続移送などの却下事件数と加えると、 と判定する棄却件数が多く、管轄違いや企業内苦情処理手 といってもいいであろう。もっとも調査手続が完了し、 権委員会としては、 なる前の段階で、 て受理件数の約八割が、 人権委員会での処理の実際をみると(表2)、 終結している。 調査結果に基づき、 調停移行にも審査委員会移送にも 多くは調査段階での終了 約五割になる。 差別の疑いはない

事者間で勝手に和解してしまうわけにはいかない数字であ る。連邦人権法の下では、この自主解決案は、人権委員会 の承認を要し、違法な案などは委員会から修正を求められ るのであるから、 注目すべきなのは、調査手続中、 それでも過去五年間に二割強である。 当事者間の合意で 解決する件数も 少なくない 点であ いったん調査手続にのった以上、 もしくは調査終了後 全く当

を加えると、 件比率の一〇%強と、 らといって、 解決のつかないほど深刻でない事件だからこそ、 強である。つまり、審査委員会が救済命令を出さなければ ける事件数も少なくない。過去五年間で申立て件数の一割 の調停を試みるものと思われる。 ところで、人権委員会が調査結果に基づき調停手続にか 調停が成立するとはいえないが、この筋の事 申立て件数の三割強から四割弱が、 前述した自主解決の二〇%強の数字 この手続にかかったか 当事者間

#### 61 カナダ連邦人権法と人権委員会

表3 差別理由ごとの救済申立て件数比率

			2002ACC 9000ACC						
		1984年	1983年	1982年	1981年	1980年	1979年		
障	害	32.8	22.1	26.	24.	23.	21.4		
性		24.3	25.3	26.	31.	29.	26.8		
人種	等	20.8	29.8	28.	23.	23.	27.9		
年	令	11.3	13.2	11.	12.	13.	10.3		
結	婚	8.3	6.4	6.	8.	9.	8.1		
その	他	2.5	3.2	3.	_	_	_		
宗教。	のみ	· _		-	2.	2.	4.8		
前科(	のみ	_	_	_	0	1.	0.7		
		100.00	100.00	100.	100.	100.	100.0		

人種等には、人種、皮膚色、出身国、少数民族を含む その他は、宗教、前科である。 (出典:連邦人権委員会 年次報告 1979年版~1984年版より作成)

行なわれる。この段階で誤解に基づく事例とか、法や制度

合わせが連邦人権委員会にある。この照会を通して教育が

差別からの救済はもとより、

人権に関する立法等の問い

照会、窓口相談

を知らないために起ったトラブルは、

解決される。

注目される。

ていないが、一九八四年で障害差別の申立てが急増した点、

の年次報告から公表されて以来、六年間で右の傾向は変っ

申立ては、毎年少ないといえる。

統計が、

連邦人権委員会

年一割弱である。その他の宗教や前科を理由とする差別の 年齢差別申立てが毎年一割強、結婚を理由とする差別が毎 を理由とする申立てが毎年、

おのおの二割から三割あり、

(表4) 照会事項の統計をみると、その数の大きさに驚ろかされ 救済申立て

と、その事件が連邦人権委員会の管轄下にあり、かつ連邦 男女同一労働同一賃金 についての 照会が ふえて きている る。年度別にみると、身体障害と性的いやがらせ、そして 人権法の適用を受けるかどうかが形式的に調べられる。 差別の救済申立てが連邦人権委員会の事務局になされる

連邦人権委員会の処理件数と比率 表 2

( )内はパーセント

24							
	棄却・ 却下	自主解决	取下げ	小 計	調停移行	審査委員 会へ移送	総 計
1984年	128 (48)	70 (26)	28 (10)	226 (84)	32 (12)	11 (4)	269 (100)
1983年	295 (61)	100 (23)	18 (4)	423 (88)	34 (7)	24 (5)	481 (100)
1982年	213 (48)	96 (22)	61 (13)	370 (83)	85 (15)	9 (2)	444 (100)
1981年	280 (58)	77 (16)	57 (12)	414 (66)	48 (10)	18 (4)	480 (100)
1980年	167 (47)	79 (22)	38 (11)	284 (80)	48 (14)	20 (6)	352 (100)
総計	1,083 (54)	432 (21)	202 (10)	1,717	227 (11)	82 (4)	2,026 (100)

(出典 表1に同じ、30頁)

⑦結婚 みならず精神障害も含み、 皮膚の色 差別が人権委員会で取扱われる。具体的には、①人種 ② 連邦人権法は、一〇の差別理由をあげ、それらに基づく らず男子差別も含む。 8 障害 ⑨前科である。 ④出身国又は少数民族 ⑤宗教 ⑥年齢 また「性」には女子差別のみな 「障害」には身体障害の

者差別と性差別、 救済申立て理由の統計(表3)からいえることは、 そして人種・皮膚の色・少数民族の差別 障害

却もしくは却下の裁定を下す件数が非常に少ない、 済機関として最終的に判定し、救済命令を出すか、 つまり、人権委員会の権限としては、差別の存否を行政救 の五年間で、救済申立てのあった件数の五%前後である。 次に、 やはり審査委員会送りになる件数は制度発足以来

又は棄 という

ことである。従って、連邦人権委員会は、救済命令を担保

主解決の道を選ぶといえる。

#### 差別理由 具体的手続とその実際 差別の撤廃をはかる制度として機能しているとい

人権委員会に訴えることができることを示し て

いる。

今

ツの世界で発生した性差別問題も、

この一九八四年一月 一二日の裁定は、

事件がオンタ

連邦人権委員会へ訴えた。委員会は調査の結果、

差

同審査委員会は結局、本事件が連

カナダ・サッカー連盟を相手に、性差別であると

628 236 197 133 201 120 171 21 22,479 24,186 りつけ、 人権委員会の管轄下にあることを暗に示唆している。リオ州内で開かれた試合であるところから、オンタリオ州 した。 続を開始した。しかし、 別の疑いがあると判定し、審査委員会に事件を審査する手 して、 位向上全国行動委員会の代表サリバン女史とワッ 別ではないか、という報道をされ話題となった。 手の出場を許可しなかった。この事件はマスコミで女子差 もできる(三一条二項、三四条二項) らず、本人の同意さえあれば婦人運動団体などの第三者で れが認められると正式の申立書に署名が求められる。 邦レベルの人権委員会の管轄下にあるとはいえないと判定 は、出場できなかったロリタ・ラーソンちゃんの同意をと ようとした。 八一年オンタリオ州で開かれた国際サッ 具体的な実例を紹介すると、女子差別の例がある。 この申立ては、差別を受けていると主張する本人 この事件は、スポー

一六才の女子選手を翼するデンマ

ーク代表が出場し

カー・ト

・ナメ

のみな

しかしカナダ・サッカー連盟は、その女子選

女子の地 ヅ女史

代って、 である。 って、 人に代って弁護士が手続を代理するよりも、 人の意思によるが、ここで注目したいのは一六才の女子に後、オンタリオ州人権委員会に訴えられるかどうかは、本 連邦人権委員会に訴えたことである。 女子の地位向上全国行動委員会代表が当事者とな 実質的に強力 との点は、 本

条三項)。それは人権委員会が、 当な理由があると判断し、 い場合である。 救済申立ては、職権でもできる制度をとっている かつ、 被差別者が申立てて来な 差別があると信ずるに相 =

#### 調査とその権利性

査する。 閲覧し、 ○○ドル以下の罰金刑が定められている(三五条二項)。 統計資料を持ちあわせない。 この罰則が法が実施されてから五年余で何度用いられたか に事件の調査を命じる。 人権委員会は、救済申立てを受理すると、特定の調査官 この調査権限は強く、調査妨害をした者には五○ また情報を提供する人に会って、差別の有無を調 調査官は、事件に関連する資料を

る居留地区に住むことができるが、 こともある。具体的な例がある。インデアンは国の指定す 人権委員会は、その調査権限の保護を、 トビー 裁判所に求める ク種族インデア

> あるが、 た。委員会は、事件を棄却した。 先的に住宅割当をしていたという証拠は発見さ とを認めたので、調査が開始された。その結果、男子に優 あると主張した。そこで委員会は、この法解釈について、 ン法の適用を受ける者には適用されないと人権法に定めて が、居留地区の責任者はそれを拒否し、 員会は、ともかく調査するため調査を開始しよう とした ているという訴えが、連邦人権委員会に持ち込まれた。 者は居留地区議会の議事録を委員会の調査官が閲覧するこ めの権限がなければ、 を求めた。 管轄権のあるニューブルンズィック州普通法裁判所に判断 かの判断もできない、 ン居留地で、 この事件は、 裁判所はその手続中に、委員会には事実認定のた 問題になったのは同法六三条二項という規定で 住民へ の住宅割当てが男子に有利に行 と示唆をした。その後、居留地責任 事件を審査委員会に移送するかどう 人権法はインデア れ な なわ か つ

を示している。委員会は調査権限を行使するために裁判所 に問合わせをし、 委員会の調査権限がいかに重視さるべきか 裁判所もこれを強く保護したのである。

#### 調査中の解決

いる。 連邦人権法は、 しかし、 そうした最終手続に至る前に、 救済命令を出す権限を委員会に保障して 当事者で自

カナダ連邦人権法と人権委員会

の委員会承認、救済命令といった制度があるからだろう。 解案に違反する者には罰則がある。 得るのが原則となっている(三八条)。この承認付きの和 ように、この自主解決案についても、 主的な解決をはかることは好ましい、 尿病もちは全て雇わないという方針は改めて、その糖尿病 体障害を理由とする差別に当るとして、連邦人権委員会に 間入院してしまった。二日後会社は糖尿病をもつ者は雇え 社にパートタイマーとして一日半働いた後、糖尿病で五日 例がある。ブリテッシュ・コロンビア州でトラック運輸会 件数の二割を毎年こえているのも、強力な調査権、 れなかったならば受取ったであろう賃金、つまりバ 成立した。その内容は、このパートタイム運転手が解雇さ 訴えた。調査が開始され、その手続中に当事者間で和解が 障はないと診断しているので、 ないといって解雇を言い渡した。医師はトラック運転に支 が仕事に影響するかどうかを調べた上、採否を決定する方 社は運転手に支払うこと、これに加えて、会社は今後、糖 イとして一七一ドル一二セントと、こうした差別解雇によ て傷つけられた自尊心への慰藉料として五〇〇ドルを会 具体的な事例として障害者差別に対する損害賠償の和解 この解雇は糖尿病という身 この種の解決が申立て としている。前述の 人権委員会の承認を ックペ

と自体が会社を解決へ動かせることにもなる。なお、この り、文書提出を待って調査したりするが、調査が始まるこ 停官とちがい、申立てられた事実について現地へ 飛ん だ 影響力をもつものかを示している。調査官は、 用方針の変更をせまるものとなっている。 和解案には金銭的賠償に慰藉料を含ませ、 この事件は、調査が開始されて二日後に和解が成立した いかに人権委員会の調査活動なるものが、会社に しかも会社の採 後述する調

# 企業内苦情処理・仲裁手続で解決

解決される場合もある。特に協約でこの手続を優先させる と定めていることが、調査の途中で明らかになった時など 申立ての後に、労使間の労働協約で定めた苦情処理手続で には、事件はそちらに移送される(三三条a項) 事件が雇用上の差別にあたる場合は、 人権委員会に救済

社側は、彼女が「粉をふいたような皮疹」を悩んでいるこ ことは否定せず、彼女を配置転換するような適当な職場が とを理由として、彼女を解雇したとして申立てを行なった。 れたキサリン・ベル事件がある。彼女の主張によれば、会 具体的な事件にエルドラード核製造会社によって解雇さ エルドラード社は、彼女が肌の状態を理由に解雇された

というのである。この和解案は委員会の承認を

ないことを解雇理由であると主張した。

傷を負った。彼女は、皮疹コンプレックスで刺激物に敏感一九八〇年九月、ベルは、溶液を全身に浴びて苛性の火 八日に解雇された。 になり、そのため仕事に耐えられず一九八一年の一月二十

利な解決がなされ 立てが仲裁手続に移行し、 処理手続が完了するまで、 権委員会に救済申立てを行った。委員会は、会社内の苦情 は、会社に対し苦情の申立てを行なうと同時に、 た。 調査手続を見合わせた。苦情申 一九八二年の六月に、 彼女に有

を理由に、彼女を再雇用することはなかった。 ○ドルを支払ったが、ウラニウム市の操業を中止したこと 彼女に対して、各種控除をした後の喪失賃金分の八、一〇 扱うべきであることを明らかにした。エルドラード社は、 仲裁委員会は、彼女の解雇が正当化されない 解 雇 で あ 彼女に他の職が見つかるまでは、 一時解雇としてとり

ていることを考慮に入れて、 委員会は、 との申立てを、 委員会手続以外の手段もとっ この事件を結着させた ('83.

裁判所による前に労使間の合意に基づく解決をするよう定 申立てがあっても、労使間で発生した紛争は、行政機関や この事件は、障害差別の例であるが、 人権委員会に救済

> めてい れているからである。 信感が伝統的にあり、また、 いる。裁判所や行政機関に対する、とくに組合側からの不 た例である。殆んどの労働組合はこの条項をもっ 時間と費用がかかると考えら

# 7、審査委員会による裁定

担保があるから、人権委員会の調査も強力に行 な わ れ る で救済申立件数の二%から六%にすぎない。それでもこの できる。前述のようにその数は少なく、過去五年間の実績 すると思われる。 し、また、差別で訴えられた者も譲歩して自主解決に同意 連邦人権委員会は、行政機関としての裁定を下すことが

員会は、会長と副会長各一名が常勤であるが、審査委員会 員が事件ごとに、 るのである。 は非常勤の六名が名簿に記載されて、 審査委員会は、 人権委員会会長から任命される。人権委 人権委員会の中に設置され、 この中から任命され 非常勤の委

とに注目すべきは、差別によって被害者が受けた自尊心を るいは賃金喪失分についてはバックペイが命じられる。 という認容もある。 立ての理由なしという棄却もある。 裁定は、救済申立ての管轄なしといった却下もあるし、申 との場合は、 解雇事件は原職復帰、 逆に申立ての理由あり ح あ

傷つけられた分については、慰藉料に相当する損害賠償が 命じられる。差別のもつ意味を汲みとった立法といえる。

差止め命令も出されることがある。後述するジョン 救済命令にはこのほか、差別行為を中止するよう命じる ・ロス

れるべきであるのか、この点を提起したのが、 れたものの、それが紛争当事者にとって中立の立場でなさ 事件である。 人権委員会の任命した審査委員会で、損害賠償は命じら マクベイン

関係を結ぶよう求め、彼女は嫌っているにも拘わらず身体 別の疑いがあると判定をした。後に改正されたのはこの点 された。そこで人権委員会は当時の連邦人権法に従い、差 的いやがらせという性差別に当るとして、救済の申立てを 解雇されてしまった。そこで、連邦人権委員会に対し、 に触ったりした。彼女はこれを拒否したが、それが理由で 会秘書クリスティナ・ポトパクズィックに対し、彼と性的 審査では右の調査結果に基づき、 したのである。人権委員会は調査官に調査を命じ たとこ オンタリオ州議会の議員であったマクベインは、 右の判定をした人権委員会が、審査委員会を任命し、 性的いやがらせの事実はあったという調査結果が報告 被申立入であるマクベイ 性

> 連邦地裁に右聴聞手続を開くべきでないという訴訟を提起 として一般に公開される聴聞手続が開かれるのをおそれ、 うに相当な理由がある、と判定を下した同じ人 権委 員 会 ち込んだ。一九八五年一〇月、 う事実認定をした。そして、一五○○ドルの損害賠償を命 査委員会は聴聞手続を開き、性的いやがらせがあったとい て手続を進めたのである。マクベイン氏は審査手続の一つ 認め、調査によって性的いやがらせがあったと信ずるに疑 じたのである。 したが、裁判所はこの訴えを認めなかった。その結果、審 申立人側に偏っており、 中立的な判断を下すべき審査委員会を任命するのは、 マクベイン氏は事件を連邦控訴裁判所に持 手続上公正さを欠くものと判決し 同裁判所は、同氏の主張を

めている。 を任命するか、調停手続を開始するかどちらかの手続を進 を改め、調査終了後は、それに判定を下さずに審査委員会 連邦人権委員会側は、 この判決が出る前に、 従来の手続

件であったからであろう。連邦控裁の判決は人権委員会の 手続が違法であるとは判断したものの、性的いやがらせの 者が政治家であり、しかも秘書に対する性的いやがらせ事 事実認定をくつがえし、 この事件はマスコミに広く報道され話題となった。当事 損害賠償も否定したわけで は

人権委員会が申立人である元秘書側に立っ

# 差別的意思とその立証責任

令以外に、差別による自尊心毀損への慰藉料支払い命令の

性的いやがらせの事件に限らないが、喪失賃金の支払命

権委員会は、その差別意思はなくとも、特に会社が訴えら に当らないという反証は被申立人の立証責任である。 立する程度の立証は申立人がしなければならないが、 しては被申立人の行為が差別に当るという一応の推定が成 例が出るならば、やはり救済命令を出している。 れた場合、その雇用方針が実施された結果、差別される事 差別意思を立証することは容易でないことが多い。連邦人 差別があったとして救済申立てをした者が、被申立人の 一般論と

会社は作業中全員、安全帽をかぶらせるという方針に切り 換えた。 バンをつけて働いていても特に問題にならなかったのに、 として働いていた。勤め始めて四年半、勤務時間中もター ならないと固く信じている人が、カナダ全国鉄道の労働者 であるため、ターバンという特別の帽子をかぶらなければ 差別は成立するとされた事例がある。シーク教徒の回教徒 宗教差別の例で、申立人個人への差別意思はなくとも、 そして、 この方針に従わなかったビンダーという

> で、一九八五年中に口頭弁論が開かれた。(゚゚)義務もない、というものであった。ビンダーさんは上告中 た、そうした特別な宗教上の慣習を持つ人を特別扱いする を認めてビンダーさんの敗訴となった。その主張というの じた。この人権審査委員会の裁定に不服なカナダ全国鉄道 ため失った賃金相当分など一万四千五百ドルの支払いを命 ろう先任権などの不利益を回復させることと、解雇された せ、その際、解雇されなかったならば失なわなかったであ たとはいえ結果的差別として差別したとし、原職に復帰さ 訴えを認め、会社に対し、申立人を差別する意思がなかっ ある、として連邦人権委員会に訴えた。人権委員会は、調 る者に対する人権侵害であって、宗教を理由とする差別で 訴訟を提起した。一九八二年、同裁判所は、会社側の主張 査により事実の確認をし、 人を解雇してしまった。そこで会社が安全帽をかぶらせる 連邦控訴裁判所に、この裁定の取消しを求めて、 会社には特にビンダーさんを差別する意思はなく、 ターバンをとるよう命じたのは、 審査委員会は、 一九八一年九月、ビンダーさんの 人権審査委員会に事件の審査を 回教徒を信じて 行政

そうすると、 会社側に差別意思がなければ責任はないとした点である。 この事件の中味として問題になるのは、控訴裁判所が、 少数者を特に差別する意思はなくとも、

#### 表5 調停解決の種類

		文 J	词 1字 用 ————	解決の: 	<b>種</b> 類 					
		棄却却下	自主解決	取一	一九八四	一九八三	一九八二	一九八一	一九八〇	総
			————	不	四	Ξ	=		Ö	計
人	種					5	1			6
少	数						1			1
宗	教						2			2
年	令		2		2	2	3	2		9
Ė	生		14		14	5	16	27	2	64
結	婚	2	1		3	1	1	4		64
前	科								1	1
<b>障</b>	害		5	2	7	3	13	4	11	38
19	84	2	22	2	26					
19	83	1	15			16				
198	82	1	35	1 .			37			
198	81	10	27					37		
198	30	1	13						14	
総	計	15	112	3						130

(出典 表1に同じ 31頁)

る。のである。裁判所の考え方は人権委員会と違い保守的であるという方針もとる義務もないことになってしまうので問されてしまう。従って少数者には特別の優遇措置をして守されてしまう。従って少数者には特別の優遇措置をして守的には彼等を差別してしまう組織的慣行的な人事方針は許

#### 、調停による解決

連邦人権委員会の下で、調停手続は調査官による調査の連邦人権委員会の下で、調停が不調に終ると、事件は審査委員人権委員会が判定した後に行なわれるのが原則であった(人権委員会が判定した後に行なわれるのが原則であった(というように定められていない点が、後述するマクベインというように定められていない点が、後述するマクベインというように定められていない点が、後述するマクベインをいうように定める。

ものと推測される。次に注目できるのは逆に、人種差別がの紛争という性格から、当事者間の話合い解決の例が多いとはいえない(表2)。しかし、その中味を吟味してみるいとはいえない(表2)。しかし、その中味を吟味してみるいとはいえない(表2)。しかし、その中味を吟味してみるいとはいえない(表2)。しかし、その中味を吟味してみるいとはいえない(表2)。しかし、その中味を吟味してみるいとはいえない(表2)。

数に比べてみると、必ずしも多いとはいえないだろう。停による解決数は、性差別事件数に次いで多いが、申立て件停による解決数は、性差別事件数に次いで多いが、申立て件停がある。ただ、障害を理由とする差別事件について、調話合い解決がむつかしいのかもしれない。過去五年間の調話のおる。人種などについての偏見から発生した紛争では、救済申立て件数の割にはこの調停による解決件数が少ない救済申立て件数の割にはこの調停による解決件数が少ない

## 10、裁定不遵守への制裁

られる。

とは、公的機関への侮辱罪が成立するし、拘禁刑に処せし、裁定は一種の行政命令であるから、それを遵守しないない場合に、罰則を科すという規定はおいていない。しかない場合に、罰則を科すという規定はおいていない。しか連邦人権法は、審査委員会の下した裁定が実行に移され

ウェスタン・ガード党(白人呆菱党)の党首ジョン・ロスに処せられた例がある。 を守らない者へ、行政機関侮辱罪を適用し、一年の拘禁刑・具体的な例として、テープ電話による人種差別禁止命令

止命令を出した。同党とロスはこの命令に従わず、テープ九年、連邦人権委員会は、調査と審査の上、その行為の中対する人種的宗教的差別言辞を一般に流してきた。一九七は、電話につないだテープによって、繰り返し、非白人にウエスタン・ガード党(白人保護党)の党首ジョン・ロス

ので、侮辱罪という一般原則によっている。であるが、言論の自由の問題を含んでいて、一般的な広がられずに反復継続された場合には、命令違反自体を犯罪とられずに反復継続された場合には、命令違反自体を犯罪とられずに反復継続された場合には、命令違反自体を犯罪とられずに反復継続された場合には、命令違反自体を犯罪とられずに反復継続された場合には、命令違反自体を犯罪という一般原則によっている。

### 11、再審査委員会の手続

る。従って、行政手続としては第二審ということになる。人権委員会が任命する再審査委員会に再審査を 請 求 で き連邦人権法では、審査委員会の裁定に不服の者は、同じ

を提起することができるのである。
ここでの審決に不服があれば、その取消を求める行政訴訟

この命令は申立人に自尊心を傷つけたとして慰藉料の支払 つつしむという方針をホーム内で公示すること、そして老 老人ホームが送ること、今後、人種的偏見に基づく言動は 会に提訴したが、審査委員会は裁決で、申立人に謝罪文を び方をし、いやな気分を起こさせた。そこで連邦人権委員 ところ、ある看護婦が、人種的偏見に基づいて、名前の呼 役軍人が、リド する人種的偏見事件がある。エミダ・シャファー はないと判断して、審査委員会裁決を支持したのである。 た。しかし同委員会は、老人ホーム自身がそこまでする必要 いを命じなかったので、再審査委員会に申立て が な さ れ 人ホーム職員に対し人権法の講習会を開くことを命じた。 具体例として、 ー退役軍人専用の老人ホームに入っていた 退役軍人ホームに入居している老人に という退

## 12、裁判所での取消訴訟

のため、最終解決に至る時間と費用が多くかかるとして、できない。いわゆる行政手続の前置主義をとっている。そは、この裁定をえなければ、事件を裁判所に訴えることは棄却または却下の裁定を下すことができる。連邦人権法で乗却または却下の裁定を下すことができる。連邦人権法で

という意見もある。 め訴訟や損害賠償訴訟ができるよう法改正をすべきである人権委員会での裁決をえることなく、直接、裁判所に差止

件やビンダー事件がその例である。 で、カナダの裁判所は、一般的にいって連邦人権ところで、カナダの裁判所は、一般的にいって連邦人権で員会の救済を厳格にする傾向もある。従って、連邦人権委員会の救済を厳格にする傾向もある。従って、連邦人権委員会の人権問題に関する考え方に対して、保守的といって連邦人権ところで、カナダの裁判所は、一般的にいって連邦人権

逆に差別なしと裁定した人権委員会の判断を支持した例 逆に差別なしと裁定した人権委員会の判断を支持した例 がいる。カナダ航空のパイロットであったロス・ステーブ もある。カナダ航空のパイロットであったロス・ステーブ をした。この判断に不服であったステーブンソンは、会社の定年制も差別でないと定めているのを根 をした。この判断に不服であったステーブンソンは、裁判 変した。この判断に不服であったステーブンソンは、裁判 変した。この判断に不服であったステーブンソンは、裁判 でした。この判断に不服であったステーブンソンは、裁判 をした。この判断に不服であったステーブンソンは、裁判 がに裁定取消の訴訟を提起し、右条文は憲法の人権規定に たので、最高裁に上告されたが、一九八五年、この上告は たので、最高裁に上告されたが、一九八五年、この上告は がに差別なしと裁定した人権委員会の判断を支持した例 がにぎょん(2)。

外、時間がかかる。

外、時間がかかる。

外、時間がかかる。

外、時間がかかる。

八権審判委員会の規定が最終的なものではなるの事件は、人権審判委員会の再審査委員会にもかかったとすると、ステーブンソンさんは人権委員会の調査が、この事件は、人権委員会の年次報告書からは明らかではないが、この事件は、人権審判委員会の裁定が最終的なものではこの事件は、人権審判委員会の裁定が最終的なものでは

#### 五、組織と財政

# -、連邦人権委員会の組織

課があり、五名の専門職員が配置されている。総督の任命である。こうした委員集団の活動を助ける法務フがついている。三年任期の非常勤の委員は六名でカナダ東団は、七年任期の常勤の会長と会長代理に四人のスタッ集団は、七年任期の常勤の会長と会長代理に四人のスタッ連邦人権委員会は、事務局と委員集団に分かれる。委員

名、各支局には総勢五六名である。総局の下に、二七名のントン、オタワの七支局で構成されている。総 局 に は 七モントリオール、ハリファックス、ウィニペック、エドチ事務局はオタワにある総局とバンクーバー、トロント、事務局はオタワにある総局とバンクーバー、トロント、

表6 連邦人権委員会の各課決算

(畄付:カナダドル)

				(手匠・ハ	<b>ノ</b> テタ トルノ	
		1984年	1983年	1982年	1981年	1980年
会	長	446,455	413,428	373,550	399,339	297,538
事務	総 長	689,802	569,336	430,779	465,813	85,163
調査分	上画課	469,935	272,596	238,491	347,053	206,170
申立額	<b>音</b> 查課	1,130,987	954,938	767,751	614,877	389,311
広報巻	数育課	1,086,227	782,224	698,853	600,634	526,267
人事馬	ま 務 課	1,841,210	1,285,337	1,186,314	1,087,118	620,835
支	局	2,101,375	1,390,444	1,273,216	1,108,194	550,999
年	金	712,250	593,249	600,724	452,526	355,500
総	計	8,478,241	6,262,562	5,569,678	5,165,554	3,620,679

(出典 表1に同じ、40頁)

表7.	連邦人権	委員会の支	<b>員会の支出</b> (単位:カナダドル				
	1984年	1983年	1982年	1981年	1980年	1979年	
人 件 費	4,925,665	3,921,647	3,759,708	3,253,908	2,556,569	2,190,206	
年金拠出	712,250	593,249	600,724	452,526	355,500	245,750	
郵 電・旅 費	775,162	620,353	578,607	496,669	336,495	371,380	
情 報	222,322	91,634	17,274	46,750	14,983	12,718	
特別企画	1,123,248	918,924	571,623	760,027	695,603	544,961	
レンタル代	73,257	53,402	62,699	36,506	25,368	21,656	
維 持・修 繕	39,646	34,198	50,208	39,192	24,943	3,334	
消耗品等	97,338	118,145	263,192	243,643	184,777	240,547	
機 械・建 築	469,253	89,900	35,307	64,592	68,905	182,514	
その他	40,099	12,380	6,904	5,886	5,370	3,154	
総 計	8,478,241	6,453,832	5,946,246	5,399,699	4,267,512	3,825,220	

表6に同じ) (出典

広報・教育課、八名の調査・企画課がある。 人事・経理・庶務課、二八名の申立て・審査課、 月二二日の連邦最高裁ラデュレスコ事件判決によって、 五条の平等条項が一九八五年四月一七日より実施されたの め、障害差別係を創設し、職員教育を行なった。(2)憲法一 売・サービス部門での障害者一般の差別禁止に対応するた 精神障害者とアルコール・麻薬常習者の差別禁止と物品販 害を理由とする差別について一九八四年より実施された、 れについての当事者の言い分を文書で人権委員会に提出で 事者は事件が調査の終了段階で調査報告書を入手でき、そ で、同条の解釈の研究を促進している。③一九八四年一一 で、同一労働同一賃金係を強化した。(5)情報処理のコンピ を払わなければ差別に当る、という事件がふえつつあるの なる仕事でも同一の価値のある労働については同一の賃金 きるため三〇日間の余裕期間を与えることになった。 昨年の新しい業務をみると、 申立て・審査課では、

部門を重点的に調査した。 後休暇差別、(3)政府契約差別禁止条項の実施状況、 調査・企画課は、特に①性的いやがらせ差別、 (2) 産前産 (4)アフ

思がなくとも結果的差別を生む雇用管理方針をとっている

ューター化の促進のための教育訓練を充実した。(6差別意

企業と、性的いやがらせが発生する余地のある現業公務員

いる。

置を特にとりあげた。 ァーマティブ・アクションつまり被差別者のための優遇処

一九名の

#### 2 政

される。毎年この程度の比率で用いられている(表6)。 的いやがらせを防止するための諸活動に使われた額が注目 件費を除くと、一三%の特別企画、例えば障害者差別や性 一三%前後支出し、一二%強の広報・教育課がこれに次い 各活動の決算をみると(表7)、申立て・審査課が毎年 連邦人権委員会の決算をみると、総支出の七〇%近い人

### 連邦人権法の改正案

(4) 異

る。

でいる。三%前後の調査・企画の支出は減額の 傾向 であ

当

点は毎年、年次報告書に記されている。一九八五年三月に 用している連邦人権法の改正を提案してきている。その要 出された八四年報告書には、次の立法修正案が提示されて 連邦人権委員会は、議会その他関係当局に対し、 その適

いは許されてもよい、という趣旨である。

いは許されてもよい、という趣旨である。もとより、そうしたことが特定の仕事を遂行するにある。もとより、そうしたことが特定の仕事を遂行するにある。もとより、そうしたことが明らかになった人や、特に雇用上の差別を受けてはならない、という趣旨である。もとより、そうしたことが明らかになった人や、特に不可能を対しているがしるが明らかになった人や、特には許されてもよい、という趣旨である。

い、という条文を加えること。(2)告発、告訴されたことのみをもって、差別して は なら な

になるとは限らないのである。した者や特赦を受けた者には前科を理由とする差別が禁止した者や特赦を受けた者には前科を理由とする差別が禁止しても、合理性がある。しかし、告発、告訴されても有罪しても、合理性がある。

(一五条)は、年令差別を無条件に禁止しているからであての理由は一九八五年四月に実施された憲法の平等条項

ある場合を除き、定年は差別に当ると考えられる。が許されないとするにつき、真実、信ずるに相当な理由がる。特定の職業に特定の者が高齢なるが故に就労すること

の行使なども禁止するよう法改正をするべきである。 4 差別表現の内容禁止にとどまらず、表現を可能にする手段

られることを効果的に妨げるには、法改正が必要になる。いった手段まで禁止できないので、差別表現が一般に伝え二項)。しかしこれでは、それをする電話機の使用禁止とッセージの反覆的伝播が禁止されている(四二条一項、同現行法では、ジョン・ロス事件のように、人種差別のメ

明らかに差別に当るということを条文で示すべきである。明らかに差別に当るということを条文で示すべきである。の、現実には、例えば採用条件にその職務遂行には必ずしし、現実には、例えば採用条件にその職務遂行には必ずしも不可欠でない一定の身長や体重を要求し、結果的には女も不可欠でない一定の身長や体重を要求し、結果的には女も不可欠でない一定の身長や体重を要求し、結果的には女も不可欠でない一定の身長や体重を要求し、結果的には女も不可欠でない。

注

- (+) 愿水波 CANADA HOUSE OF COMMONS, REPORT OF THE SPECIAL COMMITTEE ON VISIBLE MINORITIES IN CANADIAN SOCIETY (March 1984); A ROYAL COMMISSION REPORT, EQUALITY IN EMPLOYMENT (October 1984); REORT OF THE PARLIAMENTARY COMMITTEE ON EQUALITY RIGHTS, EQUALITY FOR ALL (October 1985), (公) CANADIAN HUMAN RIGHTS COMMISSION ANNUAL REORT 1984 (March 1985), at 32.
- (φ) CHRC, ANNUAL REP. 1983 at27, id. 1984, at25.
- 三四頁以下会裁決の一事例」法政理論一八巻二号(一九八五年九月)二会裁決の一事例」法政理論一八巻二号(一九八五年九月)二年が別のでは、桑原昌宏・大島かよ子訳「カナダBC州人権委員)
- (15) CHRC, ANNUAL REP. 1982, at21, id. 1983, at25.
- (ω) Supra note (2), at21.
- (r) CHRC, Summary of Decisions, February 1983 Issue, at2.
- (∞) Supra note (2), at28.
- (Φ) CHRC, ANNUAL REP. 1980, at34; id. 1981, at34;id. 1982, at23; id. 1983, at30-31; id. 1984, at26.
- (A) CHRC, ANNUAL REP. 1979, at37; id. 1980, at36; id.1983, at32; id. 1984, at26.
- (되) Supra note (2) at20.

(의) CHRC, ANNUAL REP. 1982, at23; id. 1983, at32; id. 1984, at29.

(A) Supra note (2), at 9-10,